

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示書類)

2026 年 8 月 31 日

(吸収分割会社)

京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1

アイフル株式会社

代表取締役社長 福田 光秀

(吸収分割承継会社)

京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1

ムニノバホールディングス株式会社

代表取締役社長 福田 光秀

アイフル株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)及びムニノバホールディングス株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、両社の間で締結した 2026 年 7 月 13 日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、吸収分割会社の社債管理事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2026 年 8 月 31 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 (吸収分割の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合(簡易吸収分割)に該当することから、同法第 784 条の 2 柱書但書の規定により、吸収分割会社の株主には本件分割の差止請求権が認められないため、本手続について、該当事項はあ

りません。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の発行済株式の全部を保有する特別支配会社であり、会社法第 785 条第 2 項第 2 号の規定により、吸収分割会社の株主には株式買取請求権が認められていないため、吸収分割会社は、同法第 785 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権及び新株予約権付社債は存在しないため、吸収分割会社は、同法第 787 条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 7 月 27 日付で、吸収分割会社の債権者に対し、官報及び電子公告による公告をいたしました。が、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割会社においては、各別に催告を行う必要がある不法行為によって生じた債務の債権者はいなかったため、同法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく催告は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に規定する場合（簡易吸収分割）に該当することから、吸収分割承継会社の株主には同法第 796 条の 2 の規定に基づく本件分割の差止請求を行うことが認められていないため、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 7 月 27 日付で、株主に対し、電子公告による公告をいたしました。なお、本件分割について反対する旨を通知した株主はありませんでした。なお、本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合(簡易吸収分割)に該当するため、吸収分割承継会社の株主には同法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 7 月 27 日付で、吸収分割承継会社の債権者に対し、官報及び電子公告による公告をいたしました。なお、本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 8 月 31 日をもって、本件契約の別紙に記載された権利義務を承継いたしました。

なお、吸収分割承継会社が本件分割により吸収分割会社から承継した資産の額は、140,464 百万円であり、負債の額は、140,464 百万円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 8 月 31 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

吸収分割会社は、本件分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成 12 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。)第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条の規定に基づく協議及び労働契約承継法第 2 条の規定に基づく労働者及び労働者の過半数代表者への通知等を行いました。なお、異議申述期限までに異議を申し出た労働者はありませんでした。

以 上